

## 札幌コンテンツ特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日  
内閣総理大臣決定〕

### 1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

#### (1) 総合特区により実現を図る目標

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」

「世界が最も映像を撮りたい都市」を創り、札幌・北海道を舞台とした映像が多数撮影され、かつ札幌・北海道産の映像を多数流通させることで、ロケ地としての札幌を宣伝し、次のロケを誘引するとともに、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出し、地域全体が活性化することを目標とする。

#### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

##### ① ロケ撮影等映像制作に係る手続きの円滑化

国内外の映画等のロケ撮影の機会を獲得するため、ロケ撮影に必要となる手続きを円滑に行うことが必要である。

##### ② ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの構築

我が国には映像制作等に係るインセンティブとなる制度が設けられておらず、ロケの機会を失する要因の一つとなっていることが課題である。

##### ③ コンテンツ流通におけるインセンティブの構築及び営業機会の確保

映像の流通（輸出）を活性化させ、映像自体がロケ地の宣伝材料となるだけでなく、観光や食など他産業へ効果を波及させ、ひいてはコンテンツ制作に対しての投資を生むことが必要である。

### 2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

#### (1) 解決策

##### ① ロケ撮影等映像制作に係る手続きの円滑化

ロケに係る一連の手続きをスピーディーかつ円滑に進められるようにするとともに、円滑なロケ調整、ロケ現場の安全性の確保、ロケ環境の維持・保全を促進するための仕組みを構築する。

② ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの構築

映像制作へのインセンティブに特化したファンドの設立、投資に係る環境整備を図る。

③ コンテンツ流通におけるインセンティブの構築及び営業機会の確保

流通促進のためのインセンティブに係る環境整備を図るとともに、営業機会の増加、未利用の映像素材の利活用を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。